

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	五〇
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	五〇
○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件	五一
○保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	五一
○道路の区域を変更する件	五一
○道路の供用を開始する件	五一
公 告	
○一般競争入札を行う件二件	五二
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件	五二
○家畜人工授精に関する講習会を開催する件	五二
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	五二
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
○一般競争入札を行う件	五二

告 示

福島県告示第六百五十一号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
 令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。
 （商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 いわき市田人町旅人字江尻八六
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林保全課）

福島県告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
 いわき市平薄磯字小塚二七八
- 二 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 南相馬市小高区塚原字白金田三〇九の一、三〇九の二、三〇〇から三〇四まで、三一五の一、三一六の一、三一七の一、三一八の一、字八重生一〇二から一一三まで、一一四の一から一一四の三まで、一一五、一一六、一一七の一、字一町田一〇六、一〇七の一
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定実施要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第六百五十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を檜葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

- 一 所在の不明な者の氏名
株式会社福島県農工銀行
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定をする予定であること。
- 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定実施要件については、保安林の指定をする予定である件(令和五年福島県告示第五百八十九号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第六百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所が令和五年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の 別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三九九号	伊達市箱崎字沖前一 番一地从先から 同 市前川原一九番一 地先まで	変更前	A 一一・〇 B 二二・四	五二二・四
		変更後	A 一一・〇 B 二二・四 C 二二・六 D 二二・六 E 一九・一	五二二・四

(道路計画課)

福島県告示第六百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

福島県知事 内堀雅雄

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道三九九号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
同から 市前川原一九番一 一地先まで		伊達市箱崎字沖前一一番一 地先	令和五年一〇月二九日

(道路計画課)

公 告

公告第211号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年10月27日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気

予定数量 1,835,400kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 供給期間 令和6年1月1日から同年12月31日まで

(4) 供給場所

ア 福島県立テクノアカデミー郡山(福島県郡山市上野山5番地)

イ 福島県立テクノアカデミー会津(福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地)

ウ 福島県立テクノアカデミー浜(福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112)

エ 福島県ハイテクプラザ(福島県郡山市待池台一丁目12番地)

オ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター(福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指

- 名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年11月24日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課
電話024-521-7269
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和5年10月27日（金）から同年11月24日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年11月6日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和5年12月7日（木）午後2時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年12月6日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使

用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities Planned annual power consumption: 1,835,400 kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 7 December 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 6 December 2023
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

(商工総務課)

公告第212号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年10月27日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 892台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年3月26日（火）
- (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課ほか計73か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年11月16日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和5年10月27日(金)から同年11月16日(木)まで(土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年11月2日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年11月2日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和5年12月7日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日(水)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 892 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 7 December 2023

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 December 2023

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第二百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン・アクロスプラザ大原 福島県いわき市小名浜大原字東田九十九番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
一万二千四百七十三平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和五年十月十一日
- 五 届出年月日
令和五年十月十九日
- 六 届出をした者
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

（商業まちづくり課）

公告第二百十四号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。
令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 開催期日
令和六年一月二十二日から同年二月二十二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 二 場所
 - 1 学科、実習及び修業試験
福島県農業総合センター 農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地
 - 2 一部の実習
福島県農業総合センター 畜産研究所 福島市荒井字地蔵原甲十八番地
- 三 対象家畜の種類
牛
- 四 受講人員
二十五名

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

- 1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、令和五年十一月二十四日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。
- 2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、令和六年一月五日までに所轄の福島県家畜保健衛生所を経由して知事に提出すること。

七 その他

- 1 選考申込者が定員を超過した場合は、県内在住者を優先することとし、書類選考により受講者を決定する。
- 2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

（畜産課）

公告第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和五年十月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
須賀川市土地改良区

退任した役員	氏名	住所
理事	小拔 勲	須賀川市松塚字坂井二二八番地
理事	渡邊 喜吉	市森宿字安積田一一八番地
理事	矢吹 盛	市前田川字広町一一一番地四
理事	設楽 辰夫	市山寺町一二八番地
理事	秋山 吉治	市浜尾字民南一一六番地
理事	齋藤 幸男	市稲字平三番地
理事	熊田 稔	市稲字赤城下三九番地
理事	根本 徳男	市大桑原字五斗時三一一番地
理事	橋本 一美	市保土原字古戸屋敷七六番地
理事	大河原 一紀	市保土原字古戸屋敷七五番地
理事	佐浦 勉	市大桑原字西屋敷一二八番地
理事	橋本 實	市保土原字上屋敷二番地一
理事	圓谷 竹嗣	市保土原字南屋敷五八番地
理事	小林 則雄	市前田川字和尚作一番地二

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか88施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年10月27日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
福島県教育センターほか88施設で使用する電気 予定数量24,981,200kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和6年2月1日から令和7年1月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか88施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電力事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年11月20日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁財務課

電話024-521-8613

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和5年10月27日（金）から同年11月20日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年11月8日（水）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和5年12月7日（木）午後2時
- (2) 場所 福島県庁西庁舎5階 教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年12月6日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Education Centre and 88 other facilities
Planned annual power consumption: 24,981,200kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 7 December 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 6 December 2023
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-8613

(財 務 課)